

一般財団法人愛知県建築住宅センター  
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度における住宅性能証明料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第11条に基づき、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度における住宅性能証明料金について必要な事項を定める。

(証明業務料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）住宅性能証明書発行業務要領（以下、「業務要領」という。）」第18条に規定する証明業務の申請料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

単位：円

住宅の区分	証明基準	料金	
住宅の新築又は新築住宅の取得	断熱等性能等級4	標準料金（※1）	44,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	34,100
		断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	16,500
	一次エネルギー消費量等級4又は5	標準料金（※1）	46,750
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	36,850
		断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	19,250
	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上（※2）	標準料金	55,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	34,100
		耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	27,500
	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	標準料金	44,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	34,100

※ 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいう。

- ① 設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
- ③ 現金取得者向け新築対象住宅証明書（住まい給付金制度）
- ④ B E L S 評価書

- ⑤ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（都市の低炭素化の促進に関する法律）
  - ⑥ 性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）
  - ⑦ フラット35S適合証明書（独立行政法人住宅金融支援機構）
- ※ 別表に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加料金を現場審査回数分加算する。
  - ※ 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、1件11,000円を加算する。
  - ※ 住宅の新築又は新築住宅の取得において、証明基準に適合するフラット35Sの設計審査と同時に申請する場合は、一住宅の料金に係らず11,000円とする。
  - ※1 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記金額から1,100円を減額する。
  - ※2 免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法による戸建住宅又は共同住宅等の場合は別途見積りとする。

二 計画の変更に係る料金は、下記による。

単位：円

種別	変更項目	料金
・当初の申請を変更する場合 ・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	耐震性	8,800
	上記以外	5,500

※ 上記の料金は、センターが当初の審査をしたものに限る。

2 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第10条又は第16条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別に定める。

(再発行に係る料金)

第3条 証明書の再発行に係る料金は、1通につき1,100円とする。

(料金の減額)

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成24年 6月 5日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年10月 1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日より施行する。

## 別表 地域別追加料金

単位：円

地域 区分	追加料 金	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県（注）
A地域	11,000	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	22,000	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	44,000	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	55,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

（注）静岡県の追加料金は応相談とする。

- ※ 愛知県内及び表にない市町村は追加料金を加算しない。
- ※ 建築基準法上の中間・完了検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料の規程により追加料金を加算し、住宅性能証明の料金には加算しない。
- ※ 同一団地内などで同時に複数の住宅の現場審査を行う場合の追加料金は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満切捨て）を加算する。ただし、申請者の都合により別々の現場審査に変更になった場合は除く。
- ※ 適合証明（フラット35）の現場検査等と同時に行う場合の追加料金等は、重複して加算しない。
- ※ いずれの場合も、申請者の都合により加算すべき地域別追加料金に過不足が生じた場合は精算を行う。